

土地改良費などの領収書
 農用機械具の修繕料、租税
 公課費などの領収書及び販
 売証明書（平成18年中に購
 入した場合、及び既存のも
 のでも取得日や取得金額が
 不明の場合）
 農用自動車の保険料、修繕
 料などの領収書及び検査証
 と取得価格のわかるもの
 農業近代化資金利子の金融
 機関などの証明書
 農業機械等の燃料費、維持
 修繕費などの領収書
 消耗品等その他の必要経費
 の領収書

町県民税の申告

◎申告が必要な人

平成19年1月1日現在、神
 崎町に住んでいる人で、次の
 いずれかに該当する人が対象
 となります。ただし、所得税
 の確定申告をする人は、町県
 民税の申告の必要はありません。

【平成18年1月から12月まで
 に次の所得があった人】
 営業や農業などの事業所得
 不動産・譲渡・一時・山林
 および雑所得

退職所得（特別徴収をして
 いない人）

【給与所得がある人で、次の
 いずれかに該当する人】

勤務先から神崎町へ「給与
 支払報告書」の提出がなかつ
 た人（勤務先で確認してく
 ださい）

給与所得のほか、事業や不
 動産などの所得が20万円以
 下で確定申告をしない人
 給与を2力所以上から受け
 ている人（恩給や年金など
 を受けている人も含まれま
 す）

雑損控除や医療費控除など
 を受けようとする人

平成18年中に退職した人
 【所得がなかった人】

平成18年中に自分の所得が
 なく、扶養親族にもなつて
 いない人は、昨年の生計（収
 入）状況を書いて提出して
 ください。国民健康保険
 税、各種年金の審査や所得
 証明などの資料として必要
 です。

なお、神崎町に住んでいな
 い人で平成19年1月1日
 現在、次のような人は申告
 が必要です。
 町内に事務所や事業所また
 は家屋敷がある人

実質上の生活の本拠地が神
 崎町にある人

◎申告に必要なもの

印鑑（認印） 所得を証明
 する書類（源泉徴収票、給与
 証明書または帳簿書類等）、
 社会保険料・生命保険料・
 個人年金保険料や医療費・寄
 付金などがある人は、その領
 収書や証明書等。

住民税の申告用紙は送付し
 ません。申告会場に用意し

てありますが、あらかじめ
 必要とする方にはお送りし
 ますので、役場町民課税務
 係までご連絡ください。

◎消費税の申告

平成16年中の課税売上高が
 一千万円を超える方は、消費
 税の申告が必要です。

町役場でも消費税の申告相
 談及び受付をしますが、一般
 課税を選択された方で課税仕
 入れ等が判明しない方は、佐

原税務署での申告となる場合
 があります。



平成18年分所得税確定申告・町県民税申告相談日程

相談日	地区名		申告会場
	午前	午後	
2月16日(金)	神崎本宿	神崎本宿	役場二階会議室
2月17日(土)	全地区(予約制)		
2月19日(月)	神崎本宿	四季の丘・成城台	
2月20日(火)	四季の丘・成城台	大貫・立野	
2月21日(水)	松崎・向野	武田・新	
2月22日(木)	武田・新	神崎神宿	
2月24日(土)	全地区(予約制)		
2月26日(月)	神崎神宿	毛成	
2月27日(火)	毛成	植房	
2月28日(水)	植房	古原	
3月1日(木)	古原	郡今	
3月5日(月)	郡今	高谷	
3月6日(火)	高谷	小松	
3月7日(水)	小松	並木	
3月8日(木)	並木	藤の台	
3月9日(金)	全地区		
3月15日(木)	【3月10日(土)・11日(日)は除く】		

受付時間：午前は9時から11時まで、午後は1時から4時まで
 です。ただし、当日の混雑状況等により、受付時間中でも受付
 を終了させていただく場合がありますのでお早めにお越しくだ
 さい。

◎申告相談は、上記の日程に基づき該当地区の方が優先となります。
 該当地区以外の方が申告相談される場合は、順番が後になる場
 合がありますのでご了承ください。

◎本年は2月17日、24日の土曜日午前中にも予約制で申告相
 談を開設します。予約については、それぞれの前日16日、23
 日の午後5時までに役場町民課税務係までご連絡ください。

◎申告についてのお問い合わせは、佐原税務署 ☎ 54 1 3 3 1